

令和6年12月甲良町議会定例会会議録

令和6年12月5日（木曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第54号 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第55号 甲良町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第56号 道の駅せせらぎの里こうらの指定管理者の指定につき、議決を求めることについて
- 第6 議案第57号 令和6年度甲良町一般会計補正予算（第5号）
- 第7 議案第58号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第8 議案第59号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて
- 第10 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて
- 第11 同意第8号 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて
- 第12 一般質問

◎会議に出席した議員（10名）

1番	福原 守	2番	木村 誠治
3番	藤居 吉也	4番	山田 光義
5番	小森 正彦	6番	西川 誠一
7番	野瀬 欣廣	8番	木村 修
9番	西澤 伸明	10番	丸山 恵二

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	寺本純二	教育長	青山繁
副町長	熊谷裕二	教育次長	福原猛
総務課長	中村康之	学校教育課長	橋本善明
会計管理者	大野けい子	社会教育課長	大山一弥
税務課長	望月仁	長寺センター館長	大野正人
企画監理課長	山崎志保美	呉竹センター館長	上田真司
住民人権課長	宮川哲郎	総務課参事	村田茂典
保健福祉課長	丸澤俊之	保健福祉課参事	中川一樹
産業課長	西村克英	建設水道課参事	寺居友彦
建設水道課長	村岸勉	総務課長補佐	宮寄一海

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本浩美	書記	山脇理恵
------	------	----	------

(午前 9時00分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達していますので、令和6年12月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に5番 小森議員、6番 西川議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から12月13日までの9日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの9日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告並びに提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 皆さん、おはようございます。本日は、令和6年甲良町議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。また、平素は町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ここで提案説明に先立ち、本日までの若干の行政報告をいたします。

まず、11月22日から24日にかけて、ビバシティ彦根内にあるボウリング場において、来年度実施される国民スポーツ大会のリハーサル大会が開催されました。この大会には、本町を含む犬上郡3町が滋賀県とともに運営に携わり、本大会に向け、運営上の課題などを洗い出したところです。

また、11月23日には、恒久平和を祈念するモニュメント「平和の礎」の除幕式を丸山議長も臨席いただいて行わせていただきました。

加えて、私が出席いたしました、この間の行事・会議等につきまして報告いたします。

11月11日には、国道8号線バイパス建設促進のための要望活動、また、11月13日には、水道整備促進のための要望活動、いずれも東京で国に対して行いました。

11月19日には、滋賀県町村会議として県選出国會議員との意見交換を東京都内で実施し、本町の考えや要望を伝えさせていただき、翌20日には全国

町村長大会に出席いたしました。

1月26日には、東京の砂防会館において、安全・安心の道づくりを求める全国大会が開催されましたので、参加させていただきました。また、一部事務組合等の会議も開催され、町長またはその代理として副町長が参加しており、その他、町施策のために必要な会議等へも同様に参加しております。

それでは、本日提案させていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第54号は、職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例であり、職員の定年延長に伴う制度の運用の方法を整理して定めるものとなります。

議案第55号、東児童クラブの移転に伴い、その場所を規定する条例の規定を変更する必要があることから、甲良町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものとなります。

議案第56号は、本年度で期間満了となる道の駅せせらぎの里こうらの指定管理について、新たに5年間の指定管理を指定するにあたり、議決を求めるものであります。

議案第57号は、令和6年度甲良町一般会計補正予算（第5号）で、5,922万8,000円を追加し、補正後の予算総額を45億1,247万2,000円とするものであります。

主な補正項目としまして、歳入の主なものは国の定額減税制度に伴う、住民税の減収の補填のための特別交付金1,234万4,000円を追加するほか、障害者への給付に対する国や県の支出金それぞれ2,057万7,000円、1,028万8,000円を追加しています。一方、配分が当初想定より減額されたことから、社会資本整備総合交付金3,261万2,000円や地籍事業295万6,000円の減額をしております。また、建設事業等のための地方債発行額についても、各項目ごとに増減し、これら所定の財源で不足する3,673万9,000円を財政調整基金から繰り入れて調整しています。

歳出では、総務管理費で池寺地先の町道拡幅用地の取得費191万1,000円を計上しています。また、障害者に対する自立支援介護等給付金や介護保険会計の繰出金などは、社会福祉費で2,978万9,000円を増額し、道路橋梁費で除雪費1,254万円を追加するなど、行政運営に必要な予算を計上しております。

議案第58号は、令和6年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）で、116万8,000円を追加し、総額を9億4,700万9,000円とするものであります。

主な内容としましては、歳入で国庫支出金の組替えを行うほか、一般会計か

らの繰入金 75万6,000円などを計上し、歳出で過年度の過誤納還付金 60万円やデータ抽出の手数料などを計上するものです。

議案第59号は、令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）で1億806万9,000円を追加し、総額を10億7,921万8,000円とするものであります。主な内容としましては、歳出で居宅介護サービス給付費負担金3,100万円や施設介護サービス給付費負担金5,200万円など、保険給付費の増額補正合計1億797万円等を行い、それに対応する国庫支出金、一般会計繰出金などの増額補正を行っているものであります。

諮問第1号及び諮問第2号につきましては、国に対し人権擁護委員候補者を推薦するにあたり意見を求めるものであります。

また、同意第8号は、任期満了に伴う甲良町監査委員の任命につき同意を求めるものであります。

以上、本日提出しました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決、同意等を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○丸山議長 次に、日程第3 議案第54号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第54号 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和6年12月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 それでは、議案書の方で説明をさせていただきます。

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例でございます。

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「承認は、」の次に「1週間を通じて」を加え、「、5分」を「任命権者が定める時間を上限とし、任命権者が定める時間」に改め、第3項として次の1項を加える。

第3項、任命権者は職員が前項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業の承認をすることができる。

第3条中「給料の月額並びにこれに対する地域手当及び管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務手当に52を乗じたもので

除して得た額」を「同条例第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額」に改める。

第4条中「同意を得たとき」の次に「、又は高齢者部分休業をしている職員から申出のあった場合」を加える。

第5条中「部分休業時間」を「休業時間」に改める。第5条の次に、次の1条を加える。

第6条、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附則としまして、施行期日を定めております。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上になります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第54を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第54号は可決されました。

次に、日程第4 議案第55号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第55号 甲良町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和6年12月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

教育次長。

○福原教育次長 甲良町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

改正理由につきましては、東学童なんですけど、旧の幼稚園で学童の方を利用

していましたが、耐震の関係で東小学校の方に移動することによって改正するものでございます。

第2条の表中「157番地1」を「215番地」に改める。

附則。この条例は公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用するというものです。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番 西澤議員。

○西澤議員 東小学校に移動するという事で、全協でも質疑などがありましたけれども、移動する場所と、それから、それは暫定的なものか、それとも恒久的なもの、現在の時点ですけれども、どうしているのか、ご説明をお願いします。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 東小学校につきましては、旧の図工室を利用して学童の方を実施します。現在のところ、恒久的に実施することを考えております。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第55号は可決されました。

次に、日程第5 議案第56号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第56号 道の駅せせらぎの里こうらの指定管理者の指定につき議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年12月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

産業課長。

○西村産業課長 道の駅せせらぎの里こうらの指定管理者の指定につき議決を求めることについて、下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1. 公の施設の名称 道の駅せせらぎの里こうら

2. 指定管理者 パシフィックコンサルタンツ株式会社、株式会社シンセニアン共同企業体。

3. 指定管理期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

こちらにつきましては、昨日、拡大コピーの方をお手元に今後5年間の収支計画をお配りしましたので、よろしくお願ひします。また、全協のときに西澤議員の方から質問がございました会員の割合なんですけど、施設全体では出荷登録者は171名おられまして、町内の方が約73%の125名、町外の方が27%の46名、また、農産物の出荷者で限りますと、町内の方が106名で80%、町外の方は28名で20%、全体では134名が農産物の出荷者となります。

以上です。よろしくお願ひします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番 西澤議員。

○西澤議員 拡大コピーが配布されましたので、見やすくなったんですけども、全協でも質問しました、本社作業費と本社一般管理費というのは、本社に納入する、定額で納入して、のれん料みたいなものかなと質問させていただきましたけども、そういう性格のもの、つまり、本社の職員がいろんな作業をする、これはよく分かりますし、それから、管理上に費用がかかるというのは分かります。道の駅直接にそういう作業やそういう管理が必要になってくるように、なかなか見えにくい部分ですけども、説明をお願いしたいと思ひます。それが1点目です。

それから2つ目は、①、②というように経費の光熱水費と、それから修繕維持費の補修費が①、②と分かれていまして、下の方に②マイナス①というように、差引き収支が書かれています。この意味がちょっと分かりませんので、説明をお願いしたいと思ひます。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 最初のご質問の本社経費につきましては、全協で説明しました、この資料の6ページの方をご覧いただくと、本社の社員が道の駅に関わっているということで、本社の会計管理責任者やエグゼクティブシェフ、それか

ら運営支援スタッフ等が体制として示されていますとおり、本社の職員の人件費等が含まれております。

また、作業につきましては、道の駅は民間企業をやっておりますので、いろんな分析、販売状況、それから来客者の情報、どこから来られるとかそういういろんな商業圏の分析等で本社が関わっているという、それで経営の支援をしているという部分で、本社経費を組み込んでいるという形になります。

また、次のご質問の光熱水費、①、②につきましては、例えば施設の電気代につきましては、道の駅さんが全ての電気代を一遍に払って、後から役場であるとか観光協会がその分を請求されて負担するという仕組みになっておりますので、そういう差引きの計算をしているということになります。

また、修繕につきましては、ちょっと今、即答はちょっとできないので申し訳ないんですが、主に電気代、水道代につきましては、そういった形で、一旦、道の駅が立て替えて全体分を払って、必要分をそれぞれのところに請求して入れるという流れになっていますので、記述の仕方がこういうようになっていると考えられます。

以上です。

○丸山議長 9番 西澤議員。

○西澤議員 最後の方の①、②とかついている部分ですけども、推測できるのは、維持費の中で修繕、つまり、大規模な修繕がかかると町の負担というように、協定書でなっていると思います。そういうものに該当するかどうかの協議を経た上で、マイナスの計算をしていくのかなと思うんですけども、そうではないですか。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 おっしゃるとおり、協定書の中で1件の修繕事案が20万円以内は道の駅です、それを超えた分は町と相談して町が実施すると、即対応というのはなかなか難しいんですけど、そういうような協定になっております。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 到着席願います。

起立全員です。

よって、議案第56号は可決されました。

次に、日程第6 議案第57号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第57号 令和6年度甲良町一般会計補正予算(第5号)。

上記の議案を提出する。

令和6年12月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 予算書をお願いいたします。議案第57号でございます。

令和6年度甲良町一般会計補正予算(第5号)でございます。

表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出それぞれ5,922万8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ45億1,247万2,000円とするものでございます。負担行為の補正については、第2表で説明いたします。地方債の補正につきましては、第3表で説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入でございます。補正額のみ読み上げさせていただきます。

9款1項 地方特例交付金、補正額でございます。1,292万4,000円、14款1項 国庫負担金2,341万1,000円、2項 国庫補助金、減額の3,035万1,000円、15款1項 県負担金1,162万9,000円、2項 県補助金、減額の243万9,000円、3項 委託金、減額の4万1,000円、18款2項 基金繰入金3,673万9,000円、20款5項 雑入65万6,000円、21款1項 町債670万円。歳入合計額、補正合計で5,922万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。同じく、補正額のみを読み上げさせていただきます。

歳出でございます。2款1項 総務管理費、補正額348万3,000円、3項 戸籍住民基本台帳費231万9,000円、5項 統計調査費、減額の4万1,000円、3款1項 社会福祉費2,978万9,000円、2項 児童福祉費325万4,000円、4款1項 保健衛生費、減額の158万6,000円、2項 清掃費10万円、6款1項 農業費63万9,000円、8

款1項 土木管理費、減額の321万2,000円、2項 道路橋梁費1,254万円、4項 住宅費247万9,000円、9款1項 消防費10万円、10款1項 教育総務費112万2,000円。

続きまして、3ページでございます。

2項 小学校費278万円、3項 中学校費516万7,000円、4項 社会教育費29万円、5項 保健体育費5,000円でございます。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

続きまして、第2表 債務負担行為の補正でございます。追加でございます。

子ども・子育て応援事業委託、期間は令和6年度から令和9年度まで、限度額につきましては2,553万円9,000円とするものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。追加でございます。

起債の目的、町立小学校空調設備改修事業債、限度額960万円、小学校プール解体フェンス整備事業債、限度額1,360万円でございます。起債の方法、利率、償還方法については、記載のとおりでございます。お願いいたします。

続きまして、変更でございます。補正後のみを読み上げさせていただきます。起債の目的、近江鉄道線輸送安全確保事業債890万円、社会資本整備交付金事業債4,430万円、町立小学校空調設備改修事業債370万円、甲良西小学校複合遊具整備事業債430万円、東小学校プール解体フェンス整備事業債1,290万円。起債の方法、利率、償還方法については、記載のとおりでございます。お願いいたします。

続きまして、廃止でございます。起債の目的、保健福祉センター非常用発電機整備事業債、限度額1,470万円。これにつきまして、保健センターでの事故のために事業を見送るというものでございます。

以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番 西澤議員。

○西澤議員 合計で4点お尋ねします。

1点は、暮らし支援です。昨今、物価の上昇は本当にとどまるところを知りません。そういう中で、この補正予算で、12月、年末も控えますし、それから新年を迎えます。そういうので、普段でも支出の多い時期です。そして、温暖化といえどもやはり並みに寒さが襲ってきます。そういう点でも、以前から暖房費、豊郷町は冷房費も加えて8,000円の補助となっていますが、一般質問でもこの見解を聞くわけですけれども、補正予算の審議にあたって改めて尋

ねておきます。そういう検討をされたのかどうか、お聞かせください。

次に、説明書の中で12ページに関わります。191万1,000円が用地取得で、工業用地にしようとしているところの道路、ここが字の池寺の所有権だったということなんですけれども、1つ、買収にあたって協定書、全協ではそういう協定書を交わしていないということでしたけれども、改めて、協定書の作成はしていないのかどうか。また、していればどんな内容だったのかということ。

それから、この計画の西が丘の、大林組から贈与を受けた、寄附を受けた用地ですね。これは開発の着手が始まって9年たちます。京都新聞も特集を組んで大きく報道しました。その経過の中で、所有権の有無、これが2年前、1年半ほどになりますか、分かったということで、地元池寺区と話合いがされて、そして、今回買収に至っているわけですけども、なぜ計画がなされた段階で、所有権の有無、これを調べたのかどうか。これは全く調べないまま、後で分かってきたという点で、大変ずさんだなと思うんですけども、どういう検証をされているのか、お尋ねしておきたいと思います。

以上です。4点、よろしくをお願いします。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 1つ目の暖房費等の助成についてですけども、予算要求の時点では検討しておりません。

以上です。

○丸山議長 副町長。

○熊谷副町長 すみません、足りない点があったらまたご指摘ください。

まず、協定書のお話をいただきました。協定書という意味での書面は、交わしてはおりません。個別にお話をしているというものであって、一定、今後また契約書なりといったものは締結するようになるかと思えますけども、協定書という書面でのものというのはございません。

それと、権利関係につきましては、私は令和3年から企画監理課長をさせていただいて、その間、この地域の産業誘致の関係を取扱いさせていただいたんですが、本を正すと、地籍調査を行っている時点で事というのは分かっておったということがあります。それと、今回、この産業用地の事を進めていく中で、地籍調査の関係の書類を改めて確認したところ、地籍調査で池寺区になっておったというものが、交渉が途絶えておったという経過が分かりまして、議会の方でも説明させていただきましたけれども、今後の協議を進めていくにあたっては、やはり町の所有地ということで名義を変えて取得していくこととしていくべきだということでのご説明をした上で、今回、一定、地元との合意が図れて、この用地取得費を計上させていただいて、今後、売買契約の締結といった

ような手続を進めていきたいと考えておるところです。

○丸山議長 9番 西澤議員。

○西澤議員 当時としても、工事をしよう、つまり産業用地として、最初は南部工業団地ですよ。そして、その事業の検討が始まりました。今、言われたように、その当時の状況で、所有権の明記がなぜ調べられなかったかというのは疑問が残るんですよ。つまり、買ってもらおうということで始まったのが、その4、5年後です。その前は、全部、開発の業者、デベロッパーに売却し、そして、開発も造成もお願いしよう。ただ、上下水道の設置については、町の責任というように役割分担で見積表も出たぐらいです。そういう段階で、なぜ甲良町の所有権がここにはないんだと。つまり、道路については、法務局で調べたら分かるんじゃないかと。山林の中の道路ですから、そう簡単にはいかないと思いますけれども、山林全体がどこの所有権かと。真ん前については、入り口については看板も上がっていますよね。西明寺の所有地というように上がっています。その奥の方は山林ですので、所有権が誰に設定されているのかというのは、調べられる問題なんですけども、そのところはどのように、当時、振り返って検証されたのか。もちろん、今、副町長が言われたように、副町長が就任して、この問題に取りかかったのは、その当時の状況ではないわけですから、知る由がないんですけども、町としてはそういう問題を集団的に議論してどうなのかというやつの検討がやっぱり必要なんですよ。そのことがどうだったのかと問い合わせているんですけど。

○丸山議長 副町長。

○熊谷副町長 事実、この土地を今なぜ買おうとしているかということにつきましては、ご説明をさせていただきまして、県の産業用地の募集に手を挙げていく中で、やはり進入路の一部が町有地でないというのでは、今後の開発に対して支障が出てくるかなといったようなこともふまえて、進めておるという経過はご説明したところです。

なぜ分からなかったのかというご質問で言えば、分からなかったから分からなかったという、ちょっとすみません、説明にならない説明になるんですけど、私が思うに、実際、取引が進めば、取引上、この土地は必要だから、他人名義では駄目だよという話になるかと思うんですけど、これまでの間、実際の取引のところまでたどり着かなかった、要は交渉としてお話とかオファーはあったんですけど、実際さあ買おうか、じゃ幾らか、じゃどの土地だといったような具体の話まで行き着かなかったがゆえに、この問題をいわゆる考えなくても済んだといえますか、そこまで行き着くような話に至らなかったといったようなことなのかなと。それがゆえに、今回の事実、分からず進めてきてしまっていたという経過なのかなと思います。今回、県のこの話があって、いざ進め

ていく中で、この事態が判明し、土地の売買が必要であろうといったようなことに今至っていると考えております。

○丸山議長 ちょっとどうします。意見を求めますか。建設課長。

○村岸建設水道課長 すみません。地籍調査担当課といたしまして、お答えをさせていただきますと思います。現況はため池でした。ため池ですので、道路ではございません。だから、今、分筆をしている土地につきましては、ため池の土地を分筆した土地ということで、今初めて現況道路という形で用地にしておりますので、当初から道路として分かっていたのかというものではなくて、ため池の堤防を今、土地として経過的に副町長が言われたとおり事業の方で買われたという流れになっております。

○丸山議長 これで、9番 西澤議員、3回目です、どうぞ。

○西澤議員 最後の質問になりますが、批判も加えて。言い訳したらあかんと思いますね。つまり、ここを開発するというので他人に売却する場合も、それからデベロッパーに開発してもらう場合もあります。ここでよくトラブルが起こるのは、他人の土地を分かったふりして、知らんふりして売ったらこれは犯罪ですよ。という点では、計画の段階で、つまり買う必要が出てきた段階で分かってきたと、詳しく調べたと言いますが、売却する、そういう計画が上がった段階で、所有権がどうなのか。つまり、今、明らかになりましたけれども、ため池であれば、これは池寺さんの所有ですよ。そしたら、この道路も含めて、池寺の所有だというのがその時点で分かるはず。これはやっぱり言い逃れせずに、なぜそういうところまで突っ込んで、きちんと計画を上げる段階で調べなかったのかというのを検証すべきだと私言っているんです。そういうような、やっぱり計画をつくる段階でやはり精査をする作業をぜひしてほしいと思います。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第7 議案第58号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第58号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

令和6年12月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、予算書の表紙裏面をご覧ください。

令和6年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)でございます。

歳入歳出予算、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,700万9,000円とするものでございます。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算金額は第1表、歳入歳出予算補正によるといたします。

それでは、1ページをご覧ください。款・項、補正額を読み上げさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。3款1項 国庫補助金36万5,000円、5款1項 財産運用収入1万4,000円、6款1項 他会計繰入金75万6,000円、8款3項 雑入3万3,000円。歳入合計116万8,000円。

2ページをご覧ください。

歳出。1款1項 総務管理費19万8,000円、3款1項 医療給付費分及び2項 後期高齢者支援金等分並びに3項 介護納付金分につきましては、財源更正でございます。7款1項 基金積立金1万4,000円、9款1項 償還金及び還付加算金62万5,000円、10款1項 予備費33万1,000円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。よろしく願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第8 議案第59号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第59号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

令和6年12月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 表紙の裏面をご覧ください。

令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)です。

歳入歳出予算、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億

806万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,921万8,000円とするものです。

1 ページをご覧ください。款・項、補正額を読み上げます。

3款1項 国庫負担金1,946万9,000円、同2項 国庫補助金290万6,000円、4款1項 支払基金交付金2,915万1,000円、5款1項 県負担金1,562万1,000円、5款2項 県補助金2万2,000円、6款1項 財産運用収入1万円、7款1項 一般会計繰入金1,351万9,000円、2項 基金繰入金2,737万1,000円。合計1億806万9,000円になります。

2 ページをご覧ください。

歳出です。2款1項 介護サービス等諸費9,900万円、同3項 高額介護サービス等費570万円、同4項 高額医療合算介護サービス等費50万円、同5項 特定入所者介護サービス等費270万円、同6項 その他諸費7万円です。3款3項 包括的支援事業・任意事業費11万6,000円、4款1項 基金積立金1万円、6款1項 償還金及び還付加算金1万9,000円、7款1項 予備費、減額の4万6,000円です。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上で説明を終わります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番 西澤議員。

○西澤議員 今、読み上げられましたけども、2ページの方、表紙の裏です。1億というように読み上げられたと思うんですけども、10億7,900万の間違いじゃないですかね。私の聞き間違いだったらいいです。いやどっちが正しい数字になるのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 大変申し訳ございません。議員のご指摘のとおりでございます。当該箇所を改めて読み上げさせていただきます。

表紙の裏面でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億806万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,921万8,000円とするものでございます。改めておわびを申し上げます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第9 諮問第1号と日程第10 諮問第2号を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

- 橋本事務局長 諮問第1号から諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年12月5日。

甲良町長。

- 丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

- 寺本町長 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者は人権擁護委員候補者として推薦したいので議会の意見を求める。

住所、滋賀県犬上郡甲良町大字下之郷1230番地。

氏名、神辺功。

生年月日、昭和33年12月21日。

諮問第2号で、住所、滋賀県犬上郡甲良町大字小川原814番地の19。

氏名、岡田隆行。

生年月日、昭和48年7月30日。

以上です。

- 丸山議長 説明が終わりましたので、一括で質疑はありませんか。

9番 西澤議員。

- 西澤議員 議会運営委員会においても、それから全協においても、諮問第2号で提出されている方についての疑問がありました。その点でいろいろ私情がございますし、それから人物評価もあると思うんですけれども、法律上の根拠をめぐって、きちんと私たちが議論する、理解するということが大事だと思いますので、改めてこの人権擁護委員の性格、それから、解任云々の話がありました。そういう場合はどういう手順を経るのかという点でも、きちっと明らかにしておく必要がありますので、その点、ご報告、説明をお願いしたいなと思います。

- 丸山議長 住民人権課長。

- 宮川住民人権課長 今、議員がおっしゃった点について回答させていただきます。

まず、委員の最初に欠格条項というのも、人権擁護委員法で確定されていて、規定でございます。こちらはご存じだと思います。禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたは執行を受けることができなくなるまで、また、前後に、今のものに該当する者を除くほか、人件侵犯にあたる犯罪行為のあつ

た者等に、まず欠格条項としてはなっております。

そして、もう1つ、委員の解職の方を説明させていただきますが、解職につきましては、法律の第15条に規定されておりました、法務大臣は人権擁護委員が次に該当する者に至ったときは、関係都道府県人権擁護委員連合会の意見を聞き、これを解職することができる。こちらは3つございます。

1つ目は、職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合。2つ目、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えない場合。3、人権擁護委員たるにふさわしくない非行のあった者というような形で、解職の場合は書いております。

以上でございます。

○丸山議長 9番 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、その規定に基づいて、議会なり、それから首長なりが解任することができるという解釈になるのでしょうか。それとも、そういう場合は議会の意思決定というのは、元々できない仕組み、そして、首長の意思決定も、改めて法務大臣が認定すれば解職ができるということに進むのでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 まず、今回、諮問ということですので、市町村の議会の意見を聞かせていただきまして、甲良町長の方から候補者を法務大臣の方に推薦させていただくこととなります。

また、委員の解職につきましては、各都道府県の人権擁護委員の連合会の意見を聞いた上で解職することができるとなっておりますので、この中での議会の意見等を反映するということではございません。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

諮問第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本候補者を適任者と認めることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めること

についての議会の意見は、適任者と認めることに決定しました。

次に、諮問第2号について討論はありませんか。

9番 西澤議員。

○西澤議員 議論が全協でもございました。そういう点では、元々やはり大事な仕事であり、そして、人権の問題は複雑多岐にわたっています。そういう点では、人権擁護委員に任命されて職務を遂行するとすれば、私情が挟まれない状況も生まれます。1号、2号にも共通することですけれども、そのところで、ぜひとも任命された以上は全力を尽くしていただきたいですし、甲良町で私は数少ないですけれども、なかなか複雑な問題で相談を受けることがございます。そういう点でも真摯に、トラブルになった原因をきちんと究明し、解きほぐす、そういう作業が要ることですので、そういうことに努力をしていただくことを2人ともに共通しますけれども、求めまして、賛成討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより諮問第2号を採決します。

お諮りします。

本案候補者を適任者と認めることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについての議会の意見は、適任者と認めることに決定しました。

次に、日程第11 同意第8号議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第8号 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年12月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて。

下記の者を甲良町監査委員に選任したいから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、滋賀県犬上郡甲良町大字下之郷 1 4 9 6 番地。

氏名、上野安德。

生年月日、昭和 2 4 年 1 月 1 日。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

9 番 西澤議員。

○西澤議員 監査委員さんについては、法令、規則等に基づいて適正に仕事をいただいていると思います。昨今、甲良町の財政状況は大変厳しいものがございまして。新しく過疎地に指定された段階で、過疎債の適用など、それから複雑な法令等が迫ってくると思います。その点でも、適正に審査していただくと同時に、臨時でも気がついたところで監査に入ってもらい、そして、それを公表はされていますけれども、掲示板に掲げられるだけですので、何らかの形で公に届くように、工夫が要るかなと思います。それは、決算期に監査委員さんの意見書が提出されます。これも掲示板に書かれますし、それから、その一部が広報に載せられることがございますけれども、なかなか町民の方の目に触れないというような状況もございまして。そういう点では、甲良町の財政状況、それからそれをチェックした監査委員さんの意見書、これが広く町民に多数に行き渡るとというのが大事なことで、そのことに努力いただくことを申し上げて、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第 8 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第 8 号は同意されました。

まだちょっと時間が早いので、一般質問 1 人、入ります。

次に、日程第 1 2 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これを許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第 5

6条第1項の規定により、1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば、多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば、簡潔にまとめて質問してください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、6番 西川議員の一般質問を許します。

6番 西川議員。

○西川議員 議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。早速、質問します。

1番目の質問としまして、事故のあった多目的研修室の修復についてというところでございますが、使用禁止になって、ずっと以後使えないというような状態が続いているわけですが、私、老人会も含めて、本当にいろんな諸団体の人があそこが使えないということで、部屋を取るのに苦労しているというような状態が続いているわけですが、そのことについて、早く何とかしてほしいというのが町民の願いでもあるかと思っておりますので、その辺を質問していきます。

まず、1番目、事故の原因は判明したのか。冷蔵庫の製造責任者があると思うが、その辺はどうなのかということと、また、町の過失は全くないのかということのことでございますが、分かれば教えてください。

○丸山議長 保健福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 まず、事故原因ですけれども、現在のところはっきりとした事故原因は判明しておりません。いまだ、彦根市消防署による調査が継続していますので、消防署からはもう少し時間を要すると聞いております。

また、火元というか、燃えた冷蔵庫、ワクチン保管用の冷蔵庫をつないであった蓄電池が燃えたという事実はございますけれども、専門機関の調査によりますと、製品自体の製品異常というところは確認できなかったと報告を受けているところです。大きな被害を受けました、この爆風についてちょっと引き起こした原因究明につきましては、彦根消防の正式な報告を待ちたいと思っております。

また、町の過失につきましても、その報告の内容を確認してからと考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 消防署の調査結果を待つということなんですが、今のところ、まだ日にちがはっきりしていないということなんですけど、どのぐらい待てば分かるのか、いわゆる1カ月なのか、半年なのか、1年なのか、その辺のところはどういうことになっているのか。急いでもらわないと困るというのは1つのあれですので、その辺いかがですか。

○丸山議長 保健福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 今、聞いておりますのは、年明けぐらいにはちょっと回答を予定しているというところは聞いていますので、年内はちょっと厳しいという報告を受けています。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 それでは、次に行きたいと思います。修復をしていかないかんですけど、今現状はどの程度、進めておられるのか。前回でもちょっとお話を、全協だったかでお話ししたと思うんですけど、早く修復するための、いわゆる工事計画を立ててないといかんと思うんですけど、今どんな状態になっていますか。

○丸山議長 保健福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 修復の計画につきましては、今現在ちょっと先ほどお話しさせてもらったとおり、事故の原因がはっきりしていないというところがありますので、まず、安全面の確認がしっかりできることが大前提で、今現状では、来年度予算でどの程度、修復していくかというところにつきましては、予算の計上を考えておりました、内容につきましては、町長、総務課とも協議して詰めていきたいと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 計画を来年度予算計上ということなんですけど、その計画自身は予算は別として立てていかないかんと思うんですよ。どのようにするかということね。やっぱりその辺が、今言われた、今まで以上のものをせないかんわけなんですけど、その品質的にもいいものを使うとか、そういうことはやっていただきたいと思うんですけど、その見通し自身を早くしとかなないと、後の保険との絡みも出ますけど、保険どうのこうのとかいろんな問題もあるかと思うんですけど、どういうふうにするかという見通しだけは早く決めてやらないと、来年度になってからどろどろやっていたら、また日程的にも遅れるわけですから、その辺をどういうふうにするかというのをちょっとお願いしておきたいんですが、いかがですかね。

○丸山議長 保健福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 内容につきましては、今、爆破の被害に遭ったところの修復、部屋の修復のみを考えると、それだけでも1,000万円ぐらいはかかってくるというようなところと、あと中にあった備品等の具合もありますので、どのぐらいの規模でという内容につきましては、ちょっとこれから新年度の予算のヒアリング等の中でも相談して決めていきたいと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 併せて、ちょっと聞きます。今言われた備品の話なんですけど、この備品も今現在使えないという状態になっているわけなんですけど、備品だけでも早

く使えるように、年度明けには分かるか分かりませんが、使えるような状態にしていきたい。あれも壊れたわけじゃないですから、机とかテーブルとか、その辺のところを何とか使いたいんですよ。この間のフェスティバルのときでも、中学校から物を持ってきたりなんかしていますので、やっぱり、せっかくあるものを使いたいなど。別に毒薬がまかれているわけでもないでしょうから、使えるわけだと私は思っているんですけど、その辺をどう考えておられるか、お聞かせください。

○丸山議長 保健福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 備品につきましては、爆発した当初、リチウムイオンバッテリーの害があるのかないのかというところがございましたので、もう全面使用禁止にしているところですが、清掃、消毒等をして、使えるものに関しましては使えるようにしていきたいと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 その辺を、日にちを確定してやってほしいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いします。もう2月にちょっと使いたいなという目的もありますので、ひとつよろしくお願いいたします。

それと併せて、修繕にあたっては前々から言っていますように、いわゆる保健福祉センターの正面入り口から入ってきててもいろいろと今あるんですが、壁紙がもう剥がれているわけです、あちこち。やっぱりこれはみっともないと思うんです、私は。その辺、来客者の問題だとか、体の悪い人なんかが入ってきてても気が滅入るような状態の部屋ではいかんと思うので、壁紙だけでも早くさらにしてやってほしいと思うんですが、併せた工事でその辺をやってほしいなと思うんですが、その辺はできるんでしょうかね。

○丸山議長 保健福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 館内の壁紙の剥がれにつきましては、承知はしておりますけれども、館内全体に渡って大規模であります。また、老朽化によりほかにも修繕が必要な箇所が多数ございますので、その辺、優先順位を考えて修繕の方は計画していきたいと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 壁紙の修繕やったら、そんなむちゃくちゃ金がかかるわけじゃないとか、全面的にやると相当な費用がかかるかもわかりませんが、正面から入ってきたところくらいはきちっとしておかないといかんと思っておりますので、その辺、早急な検討をお願いしたいんですが、いかがですか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 今、中川が申し上げたとおり、昨日もちょうと水漏れが発見されたりということで、基本的に保健センター機能を維持する修繕を先にす

る必要があるとは考えております。ただし、議員ご指摘のとおり、玄関というのはおっしゃるとおりだと思いますので、ちょっと金額を調べてみまして、少ない金額で何とかいけるのであれば、もしくは僕の手間で何とかなるのであれば、優先的にできる方法なんかはちょっと考えさせください。ただし、今申し上げたとおり、保健センター機能を継続させるところに、まずはちょっと安全面とお金を使わないといけないなというところで、我々ちょっと保健福祉課の職員と財政でいつもどうしようどうしようと考えているところがありまして、限られた財源ということもありますから、住民の玄関口のところはおっしゃるとおりだということもすぐわかりますので、何かうまい方法がないかちょっと考えさせてください。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 今のところ、5番目のところともちょっと重複しますが、その前に町が加入している保険の内容をちょっと知りたいんですが、その辺をご説明願えますか。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 建物関係の保険というのは、総務課で一括で申込み等をさせていただいておりますので、こちらの方でお答えさせていただきます。

甲良町の建物も全般そうなんですけど、この保健福祉センターにつきましては、滋賀県町村会を通じまして、一般財団法人全国自治協会というところがございまして、こちらは全国の市町村の取りまとめをしているところですが、ここが行っています公有物件災害共済というものには加入させていただいております。

今回の保健福祉センターに関しましては、建物全体に関しまして、動産含めて10億1,135万9,000円の賠償保険の方に入っております。これは上限額になっております。また、そのうち補填額の、爆発に関する部分、事故があった場合の補填額というのは上限2億円という設定がされているところです。

以上となっております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 爆発で2億円ということだったんですが、消防署の判定基準が爆発やという結論を出されたら2億円、火災だったら何ぼなんですか。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 火災の損害につきまして、上限額になってきますので、全体で10億円。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 判定が火災の方へ向かんと、大きくは取れないのかなという気がします。その辺、判定を待たないと致し方ないのかなと思います。

次に、5番目の話ですが、先ほど保健福祉課長もおっしゃいましたが、建物全体がいろいろと、雨漏りだとか、プールの上もまた雨漏りしてきたとか、いろいろ聞いていますけど、老朽化している点で、何か検討されていることはありますか。

○丸山議長 保健福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 具体的にどうというのはまだないんですけども、大規模の修繕計画が必要なことは、甲良町の公共施設等の総合管理計画の中でも、そういう時期に到達しているということになってはいますけれども、財政負担も大きいことや、ほかの町の施設との兼ね合いもありますので、全庁的に公共施設の維持管理、修繕更新の協議をしていく必要があるということは考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 あれを建てられた年度は、何年なんですかね。

○丸山議長 保健福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 平成10年度、1998年。今26年ほどたっております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そうすると、庁舎とはまた全然次元が違う段階なんですけど、その点から見てもちょっと腐食しているのが意外と早いなと感じますので、大規模改修のことを考えていかないかなのかなと思うんですけど、大規模改修で1回か見積りをされたことあるんですか。

○丸山議長 保健福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 細かな見積りというよりは、公共施設の総合管理計画の中では屋根の修繕で5,000万円ぐらいかかるとか、その他で2億円ぐらいの費用がというのは、概算ですけども出ております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 あれを建てられたときは、総額幾らやったんですか。

○丸山議長 保健福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 ちょっと細かくはあれですけど、10億円ぐらいやったと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 修繕にざっと2億5,000万円かかるという発想なんですけど、何らかしていかないと、屋根の上から腐ってきていますので、いろいろと。その辺のところを考えると、何とか処置しないと、どんどんどんどん費用がかかっ

ていくばかりだと思えますし、いろんな設備も一体化されていると、電源設備も何もかも一体化されているような状態だし、その辺は昔はそれでよかったんでしょうけど、もうやっぱり今度、改修するときには、事務所棟とか、プールとか、風呂とかいうのは別棟にしておかないと、いざ壊れたときに全部止まってしまうような機能では困りますので、その辺のことも考えた修繕計画を立てていただきたいと思いますし、よろしいですか。

○丸山議長 保健福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 その辺につきましては、総務課等とも協議させてもらって、おっしゃるとおりに考えていきたいと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 それで、もう費用が大がかりにかかるようなら、町長にもっとお願いせないかんですけれど、建て替えということを考えないかんような状態になるかもわからんですから、その辺ひとつよろしくお願いしておきます。

それでは、次に行かせていただきます。甲良の水についてですが、町とか観光協会で各種イベントに参加されているわけですけど、特産物が少ないという、いわゆる売出しのものが少な過ぎると、甲良の場合、豊郷、多賀に比べて。この間もガチャコンフェスタに行かせていただきましたけど、雨が降る中でも、よその方ははやとるのに、甲良の方は売りたいくても売るのがなかったと。酒の試飲だとか、おにぎりを作って売っておられるということだったんですけど、その辺で柚子はもう完売していたのかな、あの時点では。やっぱりそういう品物があれば売れるという状態なので、その後もあちこちのイベント、彦根やとか平和堂だとか、あちこちのイベントにも参加されていたようですが、とにかく売るもんがない、何とかしてよという話が上がってきておりますので、その辺をやっていくためにも、お水も何とかしてほしいわという声が上がってましたので、その辺を考えると、甲良の水として売っていたわけですから、甲良の宣伝をまた維持していくためにも、水を作ってほしいなと思うんですが、復活してはいかがかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 甲良の水につきましては、ふるさと納税の返礼品や道の駅での販売を通して、本町のPRということで一定の効果はあったものとは認識しております。ですが、西川議員の3番目の質問の内容にも少し触れるんですけども、一度に製造する最低本数というのが1万5,000本で、年間で3,000本程度の需要がなければ、町で多くの在庫を抱えてしまうということになります。また、1本当たりの製造の単価の見積りの方が118円という試算になることから復活はしないと考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員　そしたら、それに代わる何かがありますか。復活はしないけど、ほかの物で何とか甲良を宣伝していくやつを考えておられますか。

○丸山議長　企画監理課長。

○山崎企画監理課長　企画監理課では考えておりません。

○丸山議長　産業課長。

○西村産業課長　行政としてというよりも、先ほど、道の駅せせらぎの里こうらがそれを担うということで、商品開発でいろいろ取り組んでいますので、また、お土産という、イベントでの売り物というところではまた一緒に道の駅と考えていきたいと思っております。

イベントのときには、道の駅の商品もプリンとか、そういうものを販売して、すぐに完売という状況ですので、その辺もふまえて、いろんな商品を考えていきたいと思います。

○丸山議長　西川議員。

○西川議員　甲良の水の特色というのは、何かあったんですかね。

○丸山議長　産業課長。

○西村産業課長　甲良の水はおいしいということで、まず、成分の分析をされておりまして、水道課の職員がいますのであれですが、微量の天然バナジウムというのが含まれているというので、それがお肌にいいと言われております。バナジウムはやっぱり富士山のところの天然水とかに多く含まれているんですが、若干の微量でございまして、それを売りにPRをしていたところです。

○丸山議長　西川議員。

○西川議員　今、お肌にいいという、効果があるということで、やっぱりなかなかはけないという、3,000本がはいていけないということなんですけど、ラベルにそういうことをうたえば、飛びついてくれる人がいるんじゃないかなとも思いますけど、その辺はどんなものでしょうね。

○丸山議長　企画監理課長。

○山崎企画監理課長　今おっしゃられています特定の効能等をこのラベルに表示するということは、お肌によいというのは、各個人によって効能というのはばらばらでございまして、必ずしも万人の方にお肌によいのかというところ辺のことだと思んですけども、消費者に誤解を与えかねないということで、現在こういう薬機法、これは旧の薬事法なんですけども、そちらの方で広告の禁止というものがございまして、ラベルに記載することはできないと考えております。

○丸山議長　西川議員。

○西川議員　来年は、国スポ、障スポ、それと万博、この辺が大きな行事としてはあるわけですし、甲良町としても町制施行70周年ということで記念事業等

が計画されるかと思うんですが、その辺を相手にしていくわけですから、1万5,000本は一遍にはけんか分かんけど、3,000本以上、5,6,000本は最低でも売れるんじゃないかなと。夏場の暑いときやったら、特にまた、冷えたやつを出しておけば、氷で冷やしておけば即座に冷たいものが飲めるということで買ってくれる人がいるとかその辺のこともあるし、そういうものを復活させるというのは、もう全く考えないということですか。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 国スポ、障スポに関しましては、ちょっと昨年度から滋賀県と少し協議をしていた部分がございます、大会で甲良の水の方を大量発注いただけるかもしれないという可能性をちょっと期待しておったんですけども、改めて確認しましたところ、もう県の方では大会に用意する選手用のお水等でお水を発注するということはしませんという回答をいただいておりますので、町としては、先ほど申し上げた大量の在庫を抱えるということを懸念しまして、生産中止という判断をさせていただきました。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 先ほど、単価が118円かかると言われたんですけど、お茶が入ったやつが20円とか30円で、原価100円で売っているところありますよね。その辺が、甲良は発注単位が少ないからというのは分かるんですけど、そんなところで諦めていくのもどうかなというような気がせんでもないんですが。したら、それに代わるものとして、やっぱり甲良を宣伝していくためのことを考えると、私は5月のときに、高虎まつりがあったんですけど、あのときに食べた高虎せんべい、あれは物すごいおいしくて、何年か前から生産中止されているんですけど、あれもいいかなと。たまたま去年、三重県の伊賀市へ老人会で研修に行ったときに、みんなの座る椅子のところにみんなその高虎せんべいが並べてあるわけです。食べてください、お持ち帰りいただいても結構ですよというようなことで、あそこも高虎せんべいを宣伝されておりましたし、甲良の場合、高虎だけじゃなくて三大偉人があるんですから、三大偉人の煎餅を作って袋詰めして売るとか、何かそんなことでも考えていって、何か商品開発しないと、甲良町は寂れていくような状態で、祭りを奨励している割には何も考えていないようなところもあるので、その辺を考えていただけたらいかがかなと思うんですが、いかがでしょう。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 高虎せんべいにつきましては、今作ってはおられないんですが、生地に企業秘密というか、特殊な作り方があるということで、今でも伝承はされているということで聞いておりますので、そういうイベントを来年度の藤まつり、そういうのを充実したいなという思いも持っておりますので、また、地元

の方と相談しながら、高虎せんべいというのをやっていただけるように、ちょっと相談をしようとは考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 藤まつりだけじゃなくして、それを先ほど言ったイベントで出していくとかというようなことをやっていった方が私はいいと思うんでね。産業を活性化させるため、町を活性化させるためにもそういうことはしたらいいかなと。併せて言いますと、あめでもいいし、何がいいのかちょっとその辺は分かりませんが、皆が買いやすいようなものをそういうところで買っていただければいいかなとか、あるいはまた、ココラちゃんがありますけど、ココラちゃんのマスコット人形の小さいやつを作るとか、そういうことも考えていった方が、何か甲良を宣伝するための手段としてはいいかと思うんですが、その辺いかがでしょうかね。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 ココラのグッズについては、観光協会の方で来年度、一応考えているものがございます。あと、特産品の関係ですが、商工会の女性部の方で、ゆずのだいどこさんの廃棄するへたとか皮を使ったゆずグミというのが一応商品として出来上がっております。商工会が作って売るのはなくて、材料を渡して作ってくれる会社を探して、そこで売っていきこうということで、SDGsの廃棄ロスという、そういうものを売りにして、甲良のゆずグミというのを作ったところです。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そのようなところで、先ほど3番目の答えは出ていますので、あれですけど、甲良の水に代わる何かを企画監理の方で考えていただきたいとも思います。言った商品以外で、何か甲良を宣伝するための何かがないと、やっぱりイベントに出ていっても、もう早く売れてしまって物がなくてしょぼんとしたんならんとする人の気持ちにもなって、また考えていただきたいとお願ひしておきます。

次、行きます。防災無線について。災害が発生したときにいち早く知らせるのが防災無線という手段だと思っておりますが、新しく防災無線の更新はちょっと延期になってはいますが、以下の点をちょっと聞かせてください。

1番の同一敷地内に1世帯、親子別棟で生活されている世帯数が分かるかどうか。その辺をお聞かせください。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 こちらについては、把握しておりません。同一世帯で、別棟で過ごされている方ということについて、把握の方はできておりません、して

おりません。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 把握されていないということなのですが、私は何軒かそういう世帯を知っております。そういうところで次の質問に入っていきます。

2番目もこういうところで、把握できていないという答えが出てくるんだと思うので、次、行きます。

3番目の新世帯転入者の防災無線の設置費用が要るのかということですが、その辺はいかがですか。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 甲良町の方で防災無線の設置と管理に関する条例が制定されておまして、その中で基本的に1世帯1台については無償貸与しますということをおたわねておりますので、転入世帯であったりとか、新世帯につきましては無償となっております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 次のところへ行きます。先ほどの1番の質問にかぶるわけですけど、この場合に、つけてほしいと、設置してほしいと要望されたときには費用が要るのかどうか。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 新規世帯ですか。

○西川議員 4番目です。

○村田総務課参事 別棟で過ごされている場合ということでお答えさせていただきますが、1世帯で2台目の設置となった場合は、その条例の下に規則がございまして、その中で現在のところ、設置に係る実費相当額、防災無線の機械を町が購入している金額がございまして、その費用について負担をいただいているところでございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 その費用が、聞くところによると6万円だと聞くんですが、間違いはないですか。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 1台5万円でございます、これに税が含まれて5万5,000円になっております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 5万5,000円ということなのですが、それは条例で決まった金額なんですか。規則か何かで。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 金額として定まったものではございませんが、費用負担をし

ていただくということが明記されておりまして、設置に要する費用として、本来はこれに業者の手数料がかかってくるんですけども、機械代、実費相当額のみお願いしているというところでございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 次、5番目の話の方へかぶせていきますけど、要は、別棟で生活されている方がつけてほしいなということを思っておられる家庭が何軒かあると、私のところへ聞きにこられましたし、つけたいんだということをおっしゃっているんですが、その費用がざっとの話で、いったら6万円やと言われたということで、そんな高いもんかなわんわんということで言われていますので、今で聞くと条例や規則では金額が決まっていないうようなことなので、若干でも安くしてやれば取り付けられるかもわかりませんので、その辺を取り付けてもらえれば、やっぱり災害が発生したときにはいち早く知ることができるし、未然防止にもつながっていくんだと思いますので、その辺で安くすることが検討できないのかどうかというお願いなんです。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 まずもって条例の方で1世帯1台とさせていただいているところなんですけれども、この世帯については、住民課の方のところでの定めもあるかと思えますけれども、私が聞いているところでは、生計を同一にしているのが世帯であるということで、当然、同一であるならば同じ意思疎通であったりというのが当然できるものであるということで、条例上1台となっていると、1世帯1台となっていると考えているところであります。

別棟で生活されているにもかかわらず、分けられないというのがちょっとこちらでは把握できませんし、聞ける話でもないかと考えておりますので、当然、同一世帯ですと先ほど申しましたように、意思疎通というのは当然できるものだと考えておりますので、安価でということになっていきますと、世帯を分けてやられているところとの差が生じることとなります。そこら辺も検討するにあたっては考慮する必要がありますので、そこら辺をふまえた上で、次期更新の際には、併せて運用方針については改める必要があるとは考えておりますので、実際その際の購入価格であったりとかもふまえた上で、決定すべきものかなと考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 別世帯の人は無償でつくわけですから、その差は、費用負担する側にかかっているだけだと思うんですが、甲良町として別所帯になっている方と同一世帯されている方は、税収等でマイナス要因は何かあるんですかね。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 以前、税務課長をしておりましたので、お答えさせていただき

たいと思いますが、世帯分離をすることによって、税収どうのこうのというのは確かに得になる部分もあるとは思いますが、確定申告等で同居の老人が亡くなったりとかすると控除が安くなるであったりとか、国保に加入している方については、1件幾らの世帯割がかかってきます。そうする場合に、損になるのかなど。だから、一概には言えないと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 マイナスで増収になる部分は全くないんですか。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 増税になる場合というのが、今言うてる国保税で言わせてもらうと、世帯を2つに分けることによって、1世帯の世帯割が2つ分もらえるということなので、その分が増になるのかなど。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 それがそんなに大きな金額じゃないと思うので、そういう災害に対して、やっぱり何とかしてほしいなと思っておられる方もいらっしゃると思いますので、その辺を取り付けたいということで要望で来られたら、何とか費用を安くできる方向で考えてやってほしいというのがお願いでございますので、よろしく願いしておきます。総務課長、よろしいか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 先ほどうちの参事が言いましたように、次また更新時期も来ておりますので、そのときにはどうか、今お話を聞かせていただいたので、いろんな方面からこの検討にも入るといいますか、調整をしたいと思っております。以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 よろしく願いしておきます。

次に、4番目の東西忠魂碑の跡地についてということでございます。先ほど町長の挨拶にもありましたが、戦没者のモニュメントが出来上がったということで、私もこれをお願いしてから七、八年たっているかと思うんですが、やっとできたなという思いをしております。

それで、1番目のところで、東西忠魂碑の除草、葉刈り等の剪定作業、今までは遺族会の方がされておりましたが、これは遺族会の方のお願いでもあるんですが、会長の願いじゃないですよ。遺族会の方の意見として出てきているのが、遺族会の方で今までは時期が来たら、役場から連絡が来たんだと思うんですが、葉刈り等をしていたということなんですが、高齢化しているので、もう今度移った以上はもう要求されないようお願いしておいてほしいということなんですが、この辺はどういうふうにお考えになっておりますか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長　まずは、議員の皆様にはかねてより平和を祈念し、建立しました「平和の礎」モニュメントの完成に心を砕いていただき、お礼を申し上げます。ご質問についてですが、今おっしゃられましたようなことは承知しております。ただ、除草、葉刈り剪定作業につきましては、また、東の忠霊塔、西の忠魂碑ともに存在しておりますので、引き続き遺族会の方に除草をしていただくことになっておりますが、事業の方につきましては早いこと進めていきたいとは考えております。

○丸山議長　西川議員。

○西川議員　それは、遺族会長が了解されたんですか。

○丸山議長　住民人権課長。

○宮川住民人権課長　遺族会と行政が寄りまして、一応、遺族会の会長からも、関係者の方にはそういうような文書を出しておられますが、その会議の中で、今議員がおっしゃられましたように、忠魂碑、忠霊塔がなくなった場合の管理を早くしてほしいので、撤去の方を早く進めてほしいということはおっしゃっておられました。

○丸山議長　西川議員。

○西川議員　そこを何とかしてやらないかんなど、遺族会の人に。確かに、全員が来ておられるわけじゃないですから、どの人が賛成されたのか、了解されたのか、ちょっとその辺は分かりませんが、実際やっておられる方は困っておられるということなので、その辺を何とかしてやってほしいというのがお願いでございますが、解体はいつ頃する予定でおられるんですか。

○丸山議長　住民人権課長。

○宮川住民人権課長　こちらにつきましては、質問の2つ目にもちょっと関わってくるんですが、まず、撤去関係ですとか、その後の計画はまだできておりません。ただ、東学区の忠霊塔敷地の一部が農水省の所有となっているため、この件を解決しての計画立案となってきますので、今現在、計画は立てておりません。

○丸山議長　西川議員。

○西川議員　それを早く処理しないと、この問題ももう六、七年前から分かっている話なので、その辺が全然進んでいないという話になってくるかと思うんですが、そこを早く、行政同士の話ですから進められると私は思うんですが、何か障害があるんですか。

○丸山議長　住民人権課長。

○宮川住民人権課長　議員がおっしゃられましたように、当時、平成28年の頃には、一度、農林省の方と照会の動きがあったようですが、以降、具体的な話は進んでおりませんが、その当時のことを参考といたしまして、現在、県の農

政課の方に相談しておるところでございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 甲良町としたら、農水省だってあんなところに土地があったって困るわけですし、甲良町としたらもう処分するにも、何とか購入して処分しないとあかんと思うんですよね。もうあんなところの土地、1万円もせえへんと思うので、農水省はそんなむちゃなことは言わんと思います。今までほったらかしていたんやからね。草刈り代やら、皆もらったらええんやと、極端に言えば、逆に言えば。そういうところもあるので、その辺のところでは交渉は早く進めていって自分のものにせないかと、甲良町のものにせないかと思うんですが、いかがですか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 まずは、甲良町のものにするかどうか、そのあたりからまた行政の中で協議等を行っていきたいと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 あそこを甲良町のものにするかどうかいうて、あんなところ面積が3分の1強あったと思うんですよね。あそこをものにするかどうか、手放すかどうかって、あんな両方の土地があったら売却も何もできないじゃないですか。やっぱり1つのものにしないと話にならんと思うので、その辺はそんな変な理屈を言わずに、安く買う方でやってしまえば、私は処理できる問題だと思うので、それで何かごたごたごたごたとするかどうかというのはあんまりないと思うんですが、どうですか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 私の答弁で、先ほど申しましたのは、住民人権課としての意見として述べるのではなく、町として、また協議を十分しておりませんので、そういうような回答させていただきました。それがちょっと議員に対して失礼なことでしたら、おわび申し上げます。今後そういうような議員の意見も含めまして、協議をさせていただきたいと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 今、住民人権課長がおっしゃいましたけど、町長、やっぱり1つにした方が、何をするにしてもいいかと思っておりますので、いろんなことがあるので、ひとつその方向で進めていただきたいと思います。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 当然、一体化でなかったら何もなりませんので、農水省の方と検討して、うちの方の名義に変えていくという方向では進んでいきたいと思っております。

○丸山議長 西川議員。

- 西川議員 あそこの東西で、面積は東と西どれくらいあったんですかね。
- 丸山議長 住民人権課長。
- 宮川住民人権課長 東の方は520平方メートル、西の方は291平方メートルでございます。
- 丸山議長 西川議員。
- 西川議員 結構な面積だと思いますので、跡地利用に関して、今、決着できていないからあれなんですけど、広報こうらの道の話が出ていますよね。空き地の話だとか、空き家の話で宣伝していますけど、ああいうところにも載せていくような形を取っていけば、処分の一部にも可能性が出てくるかと思います。それをするためには、先ほど言った自分のものにしなきゃいかんと、甲良のものにしてしまわないかんとという問題があるし、東の方は急勾配になっていますから、あれをどういうふうにするか、何か規制をかけていかないと、あんなところを盛土されても困りますし、削られても困る。どういうふうな使用ができるのかということをやっぱり検討して行ってほしいと思うんですが、いかがでしょう。
- 丸山議長 住民人権課長。
- 宮川住民人権課長 今日おっしゃられましたことにつきましては、重々、考えさせていただきまして、前に進んでいきたいと思っております。
- 丸山議長 西川議員。
- 西川議員 西の方も一緒なんですよね。西の方はもう石でセットされていますので、あそこのところもどういうふうにするのかということを考えていかないと、このまま放置すれば、やっぱり危険性は伴ってきますね。今の遺族会のそれがあったから、忠魂碑があったから、子どももあんまり遊びにも行かなかったでしょうけど、あれが違ふんよということになれば、子どもたちが遊びに行けてける可能性も出てきますし、その辺のことも考えると、やっぱり早く処理していかないかんとしますので、計画は早く立ててほしいと思います。
- それと、何回も申しますけど、遺族会の方は除草に困って、もう抵抗されていますので、その辺、早く解体の方向を進めてほしいと思いますので、これはもう切なるお願いでございますので、よろしく願いしておきます。時期の明示は、次回の議会でまた聞かせていただきますので、よろしく願いしておきます。
- それから次に、5番目の道の駅のことですが、防災拠点についてということで、①、②併せてご回答願いますか。
- 丸山議長 産業課長。
- 西村産業課長 まず、1つ目の国交省の防災拠点計画の進捗状況につきましてでございますが、現在、滋賀県の方の進捗状況でございますが、実施設計に入

っているという段階で、内容につきましては、防災トイレ、貯水槽、それから防災倉庫、それから分電盤の改修、これらの実施設計に入っております、令和7年度、工事着工の予定ということになります。

甲良町につきましては、非常用発電設備の整備ということで、発電機を導入する計画で持っております、さきの9月補正予算で企業版ふるさと納税の物納制度の説明をさせていただいたんですが、現在、その発電機を調達してくると、その段階でございます。そのほか、あとは今後、通信設備の整備ということで、衛星携帯電話を取り付けるということをして今後考えていくということになります。あとは、貯水槽、水の貯水ですので、これをペットボトルの飲料水で対応できれば、それで対応していくという、そういう状況でございます。

2つ目の道の駅の用地拡張計画の進捗状況でございますが、こちらにつきましては、道の駅南側の農地、約2,600平方メートルを新たな駐車場として計画しております、既に所有者さん及び耕作者さんの了解は得られておまして、現在、滋賀県において県営かんがい排水事業の事業計画の変更の手続を行っているところでございます。青地の農地を開発するにあたっては、まずは土地改良のエリアを外すという、それが県営かんがい排水事業の計画変更、それと並行して、今後、農振除外、いわゆる青地を白地に変えるという、この手続に入ります。それが完了すると、農地転用と、売買契約を行う、仮契約を行うと同時に農地転用の手続に入ると、それで工事に着手するというような流れになっております。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 国交省の方は、完成はいつをめどにしておりますか。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 国の社会資本整備交付金を活用した事業でございます、令和7年度完了ということになります。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 整備されていく、トイレもできるということなので、道の駅にとってはいいことづくめに聞こえますので、その辺を一日でも早く実現できる方向で検討していただきたいなと思います。農家さんの抵抗もないのかなとは、今は思っていますけど、あとは、いざ契約のときにその辺がどうなるのかなと、その交渉はどこがされるんですか。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 駐車場用地2筆、1筆は法人の代表の方、あともう1つの方は情報交換なり、連絡を取る予定、県の行政の方なので、話をしておりますので、

協力は得られると思っています。耕作者はファームかなやさんですので、耕作者さんの代表にも了解をいただいて、役員会にも既に諮られて了解をいただいているという状況です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 スムーズにいくようお願いしておきます。よろしく申し上げます。
それでは、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○丸山議長 西川議員の一般質問が終わりました。

ここで15分間休憩します。11時5分まで。

(午前10時47分 休憩)

(午前11時05分 再開)

○丸山議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番 小森議員の一般質問を許します。

5番 小森議員。

○小森議員 5番 小森です。議長のお許しを得ましたので、早速、一般質問に入りたいと思いますが、その前に自分の思い、そのままの言葉で伝えたいので、いつもの言葉で伝えさせてもらいたいと思いますので、聞きにくいところとか、間違っているところがあったら、その場でとめてください。対処します。お願いします。

一般質問のことについて、9月の全協でもちょっと質問させてもらいましたが、先輩議員が沢山、一般質問されたと思いますが、その中で、一般質問して答えを出して、まだ未解決のもの、まだ検討中のもの、沢山あると思うんですが、役場としては、一般質問の数を全部把握できているのかなど。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 特に数というものは、正直に言いますと把握はできていないというところがございます。

以上です。

○丸山議長 小森議員。

○小森議員 議員側の方も、よう似た答えやと思うんですが、一般質問、質問するだけして答えも返ってこない。そういうなので、パフォーマンス的な事になりかねん。例えば、この夏、猛暑で命に危険をもたらすような、家にいて、クーラーをかけて外出を控えてくださいというニュース、みんなも聞いたことがあると思うんですが、そういう中でクーラーをかける電気代が払えない、我慢して熱中症になって、最悪、死に至る。そういうようなニュースも聞いたことがあると思うんですが、今、答えが返ってこないと、一般質問で言うだけだったら、例えば甲良町の生活難の人、電気、ガス、水道、甲良町が主になって国や県に相談して免除したって下さいみたいなことをここで私が発表して、町

民の人は、議会の便りや広報などを見て、なんてええことを言うてくれるんやと、ぜひやってほしいと。そういう役場にも問い合わせ、いつしてくれるんやと。ええこと言うとするのに、やってくれやと。そんなパニックも起こすようなことをこんなところで言うてもろうたら、みんなが困ると思うので。

何を言いたいかいうと、それを先に担当課とかに相談に行って、電気、ガス、水道、甲良町で免除できるのか。先に担当課に、この問題を一般質問したいなんて声をかけたら、水道のことやで建設水道課長、こういうことを一般質問したいなんて話を持っていったら2秒で答えが返ってくると思う。どういう答えを返すのか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 水道のことでしたら、基本的に経費がかかっておりますので、基本負担はしていただくと。

○小森議員 そんな難しい話じゃない。2秒で答えてほしい。

○村岸建設水道課長 できる、できないということですか。

○小森議員 はい、2秒で。

○村岸建設水道課長 できないという答えをします。

○丸山議長 小森議員。

○小森議員 もう今の話を持っていったら2秒で、そんなことできるかいで終わる。これをこういう場でそういうことをパフォーマンス的にやったら、大きな問題になる。だから、今何が言いたいんじゃないけど、一般質問はみんな、甲良町をよくするため、町民が困っていることを代表してここで質問にかえて、甲良町をよくしようとしているのに言いっ放し。行政が言うてるけど、聞き流しが続いたら何の意味もないと思う。一般質問している、この大切な時間が無駄になる。だから、言うたことには責任を持って、最後まで解決してもらえようじゃないけど、答えが出るまで追求する。みんなで考える、勉強するでやっていったら、もっともっと甲良町はよくなるんじゃないかなと思って、今この一般質問のやり方というやつをちょっとやらせてもらいました。時間もあれやで、また次。

次に、教育問題。後ろの席からも前の席からも、おまえが教育問題をしゃべるんかという心の声が聞こえてきますけど、教育問題というのは、この間から一般質問で学力テストのこととかもちよこちよこつと出ているんですけど、全国47都道府県の中で試験やって、滋賀県が何番になって、また、滋賀県の中で甲良町が何校ある中で何番目だったという。教育課長、その辺、順位を分かたら。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 順位等については、こちらの方では把握しておりません。

○丸山議長 小森議員。

○小森議員 そうですか。47都道府県、滋賀県は上から見てもない、下から見たらすぐあった。その中で甲良町、滋賀県の中で甲良町、上から探してもない、下から見たらすぐあった。そのような何か答えがあったような気がするんですが、甲良町の成績が下の方だった。また、学力が下がっているさかいに、勉強せえ、勉強せえ、勉強せえ。学力を向上するために、町の予算を使って、勉強会をやる。物事には光と影じゃないけど、表裏、いろんな角度で物事を見られると思うので、今、違う方の角度からちょっとしゃべらせてもらうんですが、今、学力が低下している、ほんまに学力低下した子どもたちのことを心配して言うてるのか、滋賀県で甲良町は下から数えたらすぐあったという、この大人の都合で世間体が悪い、聞こえが悪い、大人は何しているんやと。子どもはひとつも勉強できていないと言われる世間体のことを考えて、勉強せえと言うてるものなのか。ほんまに将来の子どものことを考えて勉強せえよと言うてるのか。これはまともに考えたら、みんな勉強せえと、子どものためにやと思うんやけど、こっちの陰の方からの考えであつたら、ほんまに僕らのことを思ってくれているんかいと。勉強せえ、勉強せえで成績が上がったら、それでええだけかいという気持ちもあると思うので、ちょっと代弁させてもらうんやけど。

これ仮に全国では下、滋賀県で甲良町、トップクラス1位、2位、3位に入っている、その成績を残している甲良町、今言うてるように、下から数えたらすぐあったから、予算を使って、甲良町が滋賀県でトップにいたら、甲良町の予算を使うてまで、子どもに勉強せえいうて押しつけるかという。ほんまに子どものことを思っているんやつたら、ほんまにトップにいても、それをやるかという。大人の見栄じゃないけど、大人の体裁が全国で悪いけど、滋賀県ではトップでいるんやさかいに、別に予算を使うてまで、子どもに勉強せえ、勉強せえと言うことは少ないと思う。

だから、何を言いたいじゃないけど、全員が勉強して、進学校、高校に入って大学、よい大学に行つてというのはほぼ無理や。だから、個人個人の生徒に対して、押し付けの心じゃなしに、決めつけの心じゃなしに、寄り添う心で一人一人に将来、この子はほんまに勉強して、よい高校に行つて、よい大学に行つて、よいところに就職して、それをめざしていける子どもなのか。いや、そうじゃないと。勉強はもうとにかく苦手やと、無理やというような子を机に座らせて勉強させるのか。例えば、この子が手に職を持ちたいと言うたら、またそれはそれで、家が散髪屋とか大工さんとか土建屋さんとか、後を継いで手に職をつけた方がええというて、この子のためになるんだつたら、その進路をアドバイスするのも教育やと思うし、それを何もそんなもん、何が何でも高校に行けと、勉強せえと言うんとは違って、一人一人に寄り添うて、そういう気

持ちで的確な将来のアドバイスをしてやってほしいなど。

ちょっと話は変わるけど、よい高校に行って、よい大学に行って、よいところに就職した。その先は何になりたいか。手に職をつけて仕事して、頑張っ、その先は何になりたいかというたら、次長、何になりたいと思う。何になりたいと思う。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 人それぞれなので、ちょっと分かりません。

○小森議員 これ、局長は分かっていると思うので、局長。

○丸山議長 局長は無理と言うてます。

○小森議員 これ将来、勉強してよい就職してじゃないけど、その上というのはみんな言葉は悪いけど、お金持ちになりたいんです。こっちからも手に職をつけて、もうお金持ちになりたいんや。何でかというたら、人以上の暮らしじゃないけど、また守るもんができたら、子どもらにもよい生活、よいもんを食べさせたいというので、めざすところはよい高校、よい大学を出ても、お金持ちになりたいんやと。こっちで仕事して、一生懸命に頑張っ、金もうけして、お金持ちになりたいんやと。だから、このお金持ちになるには、もうお金持ちが山としたら、どこから登ってもこれはいいと思うんや。下から登ろうが、向こうから登ろうが、どこから登ろうが、みんながめざすところはお金持ちになりたいで頑張っているんやと思うので。だから、この登り方というのは、どう登ってもええのに、今言うてるように勉強して登れと言うんか、手に職をつけて頑張っ、登れと言うんか、その辺の義務教育が終わりかけている子どもらには、この分岐点で、将来、この子は無理無理、勉強させても無理やなと思う子は、例えば体が丈夫とか、運動ができるとかいうたら、その辺のそっちの方面の指導をしていくとか、いろいろな登り方があると思うんやわ。それをもうちょっと親身になって寄り添う気持ち、生徒に寄り添う気持ちを持って、進路指導、アドバイスをしてやってほしいなということをして今日は言いたかったもので、別に難しい教育問題をしゃべるつもりもなかったけど。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 議員の言われることは、よく私も理解しているつもりでおります。学力向上ばかりを考えているわけではなくて、甲良中学校は特に生徒一人一人に寄り添った対応、指導をして考えていると考えております。学力向上というよりも、今、身につけなくてはならない学力というのは身につけてほしいなという思いはあります。ただ、生まれてから育つ中で、勉強の仕方が分からないとか、また、保護者についても、子どもにどういうふうに教えていか分からないというのが問題なのかなと感じているところです。

そういうようなことを話し合った中で、今現在、子育てひろばという事業を

4歳、5歳、6歳を対象に実施しているんですが、その事業については、保護者が必ず参加するという条件の下、何人か来てくれているんですけど、小さいうちから学習習慣を身につけることによって、自然と勉強の仕方が分かってくるとか、それがゆくゆく学力向上につながるのではないかなとは考えております。ただし、今いる中学生になっている子どもたちに、体裁で点数を上げるためにあせなあかん、こうせなあかん、これせなあかんというのは全然思っていないくて、ただし、学力向上につながる学習というのは最低限必要かなと思っておりますので、それも同時に行ってくれているところでもありますので、今、議員が言われるような寄り添っての対応であったりとか、指導というのは、甲良中学校はやってくれているのではないかなと感じております。

○丸山議長 小森議員。

○小森議員 十分、今、話の中で昔は読み書き、そろばん、今は読み書き、計算。もう昔みたいに願ひましてはなしに、もう全部計算、ボタン1つで今、何でも答えが出てくるような時代。だから、教える教えないじゃない、それも教える中の1つやと思うんやわ。こういうような問題が出たから、もう計算機でできるよとか、携帯でできるよ。これも言うたら、もう読み書きじゃないけど、字も読めん、字も覚える気もないような子に、机に座らせてプリントを渡して勉強せえはちょっと難があるかなと。教え方もいろいろあってよ。今の5歳、6歳の子でも、今はもう携帯やああいうのは、もう3つ、4つになったらもう全部触りよるやんね。今言うてる教え方もあると思うんやけど、もっともっとなんないけど、もう何ていうんかな、もうほんまに勉強いうのは、やりとうてもできひんねん、分からへんのやで。大人になって困ったときには、何とかしようと思って、まだその部分だけでも勉強するんやで、そういうようなことも大人になったら困るぞと、こんなときには困るぞということも教えることも勉強やと思うので、何が何でも学力だけじゃないというのは重々分かるんやけど、もうそれ以上言うても、同じことになるので十分分かるんやけど、もうちょっと、もうちょっと、何というかな、生徒に物を背負わすんと違くて、生徒の荷物をもうちょっとはがしてやるじゃないけど、楽にしちやるとかいう考えでやってもらいたいなと思うので。そういうことですわ。

○丸山議長 教育長。

○青山教育長 小森議員、ありがとうございます。思いはすごく分かります。私も同じ思いをしています。学力調査で点数出ますけども、そうじゃなしに、やっぱり子どもたちが今どういうふうに学校生活を送っているか、それが大事だと思っています。質問要旨の中に、自分によさがあるか、自分のよさを認めているかという質問あって、そのときにだんだんそれが数値が上がってきています。そのよさというのは個性やと思うので、その個性をどう伸ばすか、どう

アドバイスしてやるかが学校の先生の責任やと思うんですけども、それを大事にしながら将来の目標を設定したり、また、将来に向けての生活をどういうふうにしていくかという青写真みたいなものをちょっとでも考えてもらう時間が中学校ぐらいまでには必要かなと思っています。

今、言われたように、全て学力でいくような時代ではありませんけども、個性を大事にしながら、その個性を伸ばすということを重点的にやりながら、仲間をつくるというようなことも併せて先生にお願いしていますので、総合的に子どもたちを伸ばすというようなことを考えて、今やっています。最終的には、中学校の卒業時の進路についても、いろんな科がありますけども、その子に応じた科をアドバイスして送り出すということで、全てよい学校とか、よい大学というのは、その子自身がそう思わないと駄目だと思うので、周りが、世間があの子はいい学校に行ったなど。それはどうでもいいと僕は思っています。やっぱりその子自身が自信を持って行ける学校が一番やと考えていますので、その旨をちょっと私の考えをお伝えしました。

以上です。

○丸山議長 小森議員。

○小森議員 今、教育長が言うてくれたように、学力だけの向上じゃないと、生徒一人一人を見守っていってくれるということを聞いたので、ひとつ安心してお願いしたいと思っておりますので、これからそういう目でもって、大人たちも頑張ってください。

以上で、質問を終わりたいと思います。

○丸山議長 小森議員の一般質問は終わりました。

次に、2番 木村誠治議員の一般質問を許します。

2番 木村誠治議員。

○木村誠治議員 許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

さきの3月議会、私の初めての一般質問の場でありましたが、私の所信の3番目として、甲良町の貴重な人材資産である子どもの町を挙げての郷土愛の育成を表明させていただきました。その前提として、今いる子らによりよい甲良町を引き継がねばならないという我々、私たちの責任があるということでもあります。少子高齢化で意気消沈した町ではなく、元気で笑顔あふれる豊かなまちを引き継ぎたいということです。

しかるに、国としての現状はといいますとちょっと話が大きくなりますが、失われた30年と呼ばれる長期的な経済停滞、実質賃金の低下、最近ちょっと上がりましたが、さらにデフレと円安、国際的な競争力低下、外国資本の流入と国内資金の流出、人口減少対策という理由で外国人労働者の受入促進政策、ひいては中小零細企業による外国人労働者の採用、社会的な懸念の存

在とつながっていると考えます。

ただし、これらの課題は複雑で多面的であり、単に日本が日本でなくなると結論づけるのには適切ではないと思います。経済のグローバル化や人口動態の変化は、国内外の多くの市町が直面している課題であり、日本固有の問題ではありません。

これらの課題に対処するためには、言い古された感がありますが、産業競争力の強化、イノベーションの促進、労働生産性の向上、そして、適切な経済・財政政策の実施が重要です。同時に、社会の変化に対応しつつ、日本の文化や価値観を維持していくバランスも必要であると考えます。外国人労働者の受入れ拡大にあたり、国民の懸念に真摯に向き合い、丁寧な説明と透明な情報公開を徹底する必要があると考えます。そうでなければ、外国人労働者の急増による社会的影響が深刻化し、日本社会の安定が損なわれるおそれがあります。適切な政策と対策を講じ、経済的利益を享受しつつ、社会的な混乱を回避することが重要であると考えます。

翻って、我が町は2050年に消滅すると予想されている町であり、人口減少、少子高齢化が進む中での労働力不足の課題は深刻です。特に外国人労働者の雇用は、中小企業経営者あるいは事業者にとっては背に腹は代えられない喫緊の経営課題であり、厳しい現実であります。しかし、このような雇入れは既に他府県で問題を引き起こしているとの報道も耳にします。私たちは、人を受け入れているという認識を持つべきであると考えます。社会的な混乱を回避するとの観点から、具体的には以下の問題が懸念されます。住民とのつながりの薄さ、外国人労働者がコミュニティに溶け込まず、外国人だけでまとまろうとする傾向への懸念、法律遵守の問題、集団での夜間出歩き、騒ぎなど、地域住民とのトラブルへの懸念、町財政への負担、医療や行政サービスに係る町財政への影響懸念。これらの懸念は、繰り返しになりますが、少子高齢化により労働力不足や実質賃金停滞など、複合的な要因によって引き起こされていると考えます。また、99.7%を占める中小零細企業の資金循環が十分でないことも大きな課題です。

このような状況をふまえ、県や国レベルでの財政政策の大きな転換が必要であると考えます。緊縮財政から積極財政へ、お金の好循環をつくり出すことが急務であると考えます。以上をふまえ、以下の質問をさせていただきます。1つ、町の外国人人口を教えてください。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 甲良町では、11月1日現在で110人でございます。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 111人。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 110人です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 ありがとうございます。

続きまして、2番、町の外国人労働者の数を教えてください。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 今現在、把握している分につきましては、60人でございます。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 ありがとうございます。

3番目、町への医療や財政上の負担は発生していますでしょうか。具体的な事例があれば教えてください。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 外国人に限ってというものは特にはありません。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 ありがとうございます。

4番目、町の労働力人口、就業者数、これは重複になるかもわかりませんが、お願いします。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 これは、令和2年国勢調査の集計値が最新のものになりますけども、労働力人口は3,222人、就業者数は3,090人です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 ありがとうございます。そうしますと、3,000人のうちの今60人ぐらいと。比率でいくと、ちょっと何%かすぐに計算できませんけども、ありがとうございます。

5番目、特定技能制度による外国人労働者の有無はございますでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 特定技能の資格を用いて転入された方はいらっしゃいません。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 人数が分かれば、教えていただけますでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 7人でございます。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 ありがとうございます。3,000人の労働人口で、現在、60人ほど外国の方が働いておられるということが分かりました。

私が今深刻に感じていますことは、少子化です。今年上半期の出生数が約33万人、年間70万人を下回るペースで減少と、去る11月7日のNHKニュースで報じられていました。第一次ベビーブームのときの約270万人のほぼ4分の1になっております。日本の年間死者数は、令和5年度で約160万人、出生数が70万人、その差は90万人で、これは和歌山県の人口に相当します。そして、外国人労働者の年間流入者数は近年20万人以上のペースで増加傾向にあります。このままの人口動態の傾向が続きますと、日本が日本人の国ではなくなってしまうおそれがあると考えます。

歴史上を見ましても、なくなってしまった民族や国が多々あるということは、もう歴史上明らかであります。それに今現在、ダイバーシティ、多様性とかいうことが非常にうたわれておりますけれども、ますます世界の多様性がなくなっていくという面があると考えております。この流れの中で、日本は自分たちの国をこれからも残すんだと、日本の文化や伝統、日本語、日本の歴史、私たちの精神性、こういったものを残すという意識を持たないと、いずれそういう人口、数もなくなる、あるいは守る人もなくなると考えます。私はそうなることを食い止めたいと思っています。

こういった危機管理というのは、政治の大きな仕事の1つだと考えております。昨日、私は営農組合でちょっと圃場の大豆の刈取りをしておりましたが、そこで繁茂しておる洋アサガオと私は呼んでいるんですけども、外来種のアサガオが非常に繁茂しておって四苦八苦しておりました。それとか、あとセイタカアワダチソウとかも多分外来種だったと思うんですけども、そういうのもうまく日本人は付き合ってきていると思います。セイタカアワダチソウでしたら、ススキとうまく入れ替わり立ち替わりやっているような気がしますけれども、ちょっと余談ですが、今後、甲良町在住の外国人労働者が増加する場合に予想される社会的な混乱の回避と、我が町の文化、風俗や価値観を維持していく両者のバランスが求められると考えます。外国人労働者という、人を受け入れているという認識に立ち、元気で笑顔あふれる豊かなまちを今いる子どもたちに引き継ぐことが、私たちに課せられた責任、責務であると深く自覚し、それらを果たすために最大限の努力をすることを期して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○丸山議長 木村誠治議員の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午前11時38分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 小 森 正 彦

署 名 議 員 西 川 誠 一